

4 番（小川義昭君）

ぜひこの介護保険制度の存続は、財政基盤の安定化が大切であります。制度の抜本的見直しや十分な財政措置に対して今ほど市長から答弁がありましたように、ぜひ全国市長会におきまして国に要望を期待するものであります。

2点目は、在宅・通所介護サービス施設の設置基準の問題点と対応策についてお伺いいたします。

今ほど述べましたとおり、地域の介護サービスはそれぞれの市町の介護保険事業計画によって定められるものであります。しかし、デイサービス事業やショートステイ事業などの事業総量については計画に明記されておりますが、事業者の参入は一定の基準を満たせば県の許可で開設できることになっております。その結果、計画に定めた事業総量を超えた参入が認められるなど、地域によって需給バランスに不均衡が生じています。

こうした市場開放型の設置基準では、事業者間の過当競争を招き、職員の確保を難しくし、サービスの質の低下などが懸念される一方、その地域の介護保険料が想定外の上昇を見る要因にもなります。そこで、地域の在宅・通所介護サービス施設の設置基準は、それぞれの市町の介護保険事業計画によって決定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなど比較的大規模な介護施設で耐震補強など更新時期を迎えており、こうした施設への改修事業補助金制度も検討すべき課題かと考えますがいかがでしょうか、あわせての見解をお伺いいたします。